

岐阜県教職員組合 障がい児教育部

## 団 体 交 渉 回 答 要 旨

日 時 令和3年7月26日  
15時30分～

会 場 教育委員会室

《団体交渉次第》

1. 団体交渉の開始（15：30）
2. 岐阜県教職員組合 あいさつ
3. 要望にかかる質疑
4. 団体交渉の終了（17：00）

# 団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合 障がい児教育部（令和3年7月26日）

要 望 事 項	回 答
<b>I 教職員の生活、命と健康を守り、労働条件を改善するための要望</b>	
1 特別支援学校の教員に関して	
<p>①特別支援学校の教員の長時間勤務解消のためには、持ち時間数の削減が必須と考えます。</p> <p>今年度の、各学校の教員の持ち時間数の平均を教えてください。</p> <p>また、特別支援学校にも、基本的な授業の持ち時間数の上限を定め、各学校に指導してください。</p>	<p>教職員の勤務環境の改善につきましては、教職員の心身の健康管理に係る問題であることから、喫緊に取り組むべき重要な課題と認識しています。そして、その課題の一つに授業の持ち時間数の在り方があると考えています。</p> <p>各学校ごとで障がい種別や重度の児童生徒の数に違いがあることから統一した上限を示すことは難しいですが、全ての教職員の持ち時間を週25時間以内とし、毎日1時間以上の空き時間が確保できるよう、校長会議等を通じて見直しを促しているところです。</p> <p>令和2年度の集計では管理職を除く平均が21.6時間でしたが、令和3年度は21.3時間と減少しております。</p> <p>今後も、学校訪問等を通じて勤務実態の把握に努め、「教職員の働き方改革プラン2021」に基づき、全ての教職員が元気に児童生徒と向き合い、職務が遂行できるよう対策の一層の充実を図ってまいります。</p>
<p>②在校時間の記録に関して、管理職から時間外勤務を45時間以内に記録するような指導がされたり、月末には事前に見込み時間を記入するように伝達されたりしている学校があります。虚偽の申告を促すような指示がなされている学校を把握して下さい。</p> <p>また、虚偽の申告への対策を検討し、各学校に指示して下さい。</p>	<p>出退勤管理システムへの正確な入力・記録の目的は、検証分析による業務改善にあります。引き続き、校長会議等の機会をとらえて、教職員に対して本取組の意義について周知し、正確な打刻の徹底を図ってまいります。</p>
<p>③休憩時間も消毒作業、教材準備や打ち合わせに使われ、休憩がとれない教員が多数います。授業の持ち時間数の削減や時間外勤務の制限などと合わせ、解決策の一案として、各学校の状況に合わせた柔軟な週日課案などを県が示して下さい。</p>	<p>休憩時間は、労働基準法に基づき各学校の実情に合わせて勤務時間の途中に設定しております。各学校で働き方改革を進め、教員の業務負担軽減に向け取り組んでおり、その中で週日課を工夫して、会議や教材研究等の時間の確保を行っている学校もあります。</p> <p>週日課は、各学校の学校目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じて、授業時数との関連において総合的に計画するものであるため、校長会等で働き方改革の視点も含めて検討するよう情報共有いたします。</p> <p>各校の実情に応じて設定されている休憩時間の取得状況については、学校訪問や管理職への聞き取り等の機会をとらえて把握に努めています。教職員が休憩時間を適切に取得できるよう、校長会議等を通して徹底を図ってまいります。</p>
<p>④煩雑な文書作成を伴う学校の会計業務や、教科書選定に関わる事務的業務は、担</p>	<p>働き方改革を進めるうえで、教員業務アシスタントをはじめとする外部人材を配置して活用していただいているところであり、今後も引き続き各校のニーズを踏まえて、拡充等について検討してまいります。</p>

## 団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合 障がい児教育部（令和3年7月26日）

要 望 事 項	回 答
<p>当する教員の大きな負担となっているだけでなく、会計業務は本来の教員の業務であるとは必ずしも言えません。 働き方改革を進めるうえでも、このような業務を担う業務補助員を配置して下さい。</p>	
<p>⑤特別支援学校でも、児童生徒の出席管理その他のために校務支援システムを導入して下さい。</p>	<p>令和3年1月25日文科科学省報告「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」及び令和3年6月30日付文科科学省初等中等教育局特別支援教育課 事務連絡「個別の教育支援計画の参考様式について」を受け、校務支援システムの導入について検討をしております。</p>
<p>⑥各学校独自で制作されている個別の支援計画や指導計画、年間指導計画等について、統一した書式を県で作成して下さい。</p>	<p>令和3年6月30日付文科科学省初等中等教育局特別支援教育課 事務連絡「個別の教育支援計画の参考様式について」により、個別の教育支援計画の統一様式が示されました。これを参考に、岐阜県版の様式の作成および様式の校務支援システムへの様式導入について検討をしております。</p>
<p><b>2 寄宿舎指導員に関して</b></p>	
<p>①今年度は、新規採用者がありましたが、非正規率が高い状況は変わりません。毎年、採用試験を実施し、正規職員を拡充して下さい。</p>	<p>今後の寄宿舎の在り方については寄宿舎の有無に関わらず、特別支援学校全体の施策の中で検討しているところです。寄宿舎指導員の採用については、引き続き検討しております。</p>
<p>②寄宿舎は、児童生徒にとって、教育と福祉の役割を担う重要な場であり、寄宿舎指導員は専門性を求められます。専門職として指導力や資質向上のためにも、キャリアに応じて研修を実施して下さい。 また、2級への昇格条件を明確化するため、資格認定のしくみを作ってください。</p>	<p>岐阜県総合教育センター主催の研修として「特別支援学校 寄宿舎指導員研修」を実施しております。当研修は、特別支援学校の寄宿舎における児童・生徒への支援について学び、寄宿舎指導員としての専門性の向上を図ることを目的とし、発達障がいの理解と対応に関する講義、舎生への具体的な支援や家庭・福祉・学校等との連携等について意見交流を行うテーマ別分科会、舎務の分掌ごとに集まっての情報交換会等を行っております。 今後は、寄宿舎指導員のキャリアに応じた研修となるよう、研修内容の見直し及び充実に努めてまいります。</p> <p>寄宿舎指導員の昇格等は、基準に基づき実施しております。</p>
<p><b>II 障がい児の豊かな教育を保障するための要望</b></p>	
<p>① 重点施策1について</p>	

## 団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合 障がい児教育部（令和3年7月26日）

要 望 事 項	回 答
<p>「高等特別支援学校の機能」の検討をする際、該当地域の特別支援学校の現状や要望を、県が責任をもって適切に把握して下さい。</p>	<p>現在、中濃地域の高等特別支援学校機能の整備を可茂特別支援学校の増築校舎の建築に合わせて進めております。</p> <p>これまで既存特別支援学校に高等特別支援学校機能を整備するにあたっては、子どもかがやきプラン地域部会や学校の意見・要望を把握しながら進めております。今後も、学校の状況や意見などを把握しながら整備を進めてまいります。</p>
<p>② 重点施策2について</p>	
<p>ICT環境が学校によって差があります。TVモニターや電子黒板、タブレットの配置状況を教えてください。</p> <p>また、ICT環境整備の際には、各学校からの要望を聞き、それにこたえる整備をおこなってください。</p>	<p>電子黒板の整備については、準ずる教育課程における教科学習や高等特別支援学校における教科学習を充実するため、各学校の状況に応じて整備しております。</p> <p>また、タブレットについては、文部科学省のGIGAスクール構想により、児童生徒一人一台端末を整備しております。</p> <p>これまでもICT環境整備にあたっては、各学校の担当者に必要とする端末の種類や周辺機器などの聞き取りを行い進めてまいりました。今後も、学校と連携をとりながらICT環境の整備を進めてまいります。</p>
<p>③ 重点施策3について</p>	
<p>特別支援学校の教員の専門性について、コア・スクールやコア・ティーチャーに関しては知的障がいについての記述はありません。知的障がいについても専門性を高めるべきと考えますが、その点の施策を明らかにして下さい。</p>	<p>コア・スクールは、単一の障がい種を対象とした教育を行う岐阜地域の5校をコア・スクールとして位置づけています。コア・スクールにおける専門領域（視覚障がい、聴覚障がい、病弱、肢体不自由、軽度知的障がい）に基づいて、コア・ティーチャーによる特別支援学校への指導助言や研修等の取組を行っているところです。</p> <p>知的障がいについては、これまで、コア・スクール事業の中で知的障がい教育研究協議会を立ち上げ、教員の専門性を高めてまいりましたが、現在は岐阜清流高等特別支援学校をコア・スクールに指定したことに加えて、岐阜県特別支援教育研究協議会において地域ブロックごとの研究を行い専門性の向上が図られています。</p>